寒川町選挙管理委員会告示第４号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第５条第30項の規定により、同法第４条第11項又は第５条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の６分の１の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の６分の１の数　6,677

平成30年３月１日

寒川町選挙管理委員会
委員長　小　島　信　男